

郡山市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会設置要綱

令和2年11月10日制定

令和7年4月1日一部改正

[農商工部農林基盤整備課]

(設置)

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定により、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) その他審査に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、農商工部長、農商工部次長、公有資産マネジメント課長、農林基盤整備課長、農林基盤整備課長補佐、農林基盤整備課もりづくり推進係長で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は農商工部長をもって充て、副委員長は農商工部次長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農商工部農林基盤整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。